

ガイアナの入国規制措置（10月15日更新）

10月12日、ガイアナ政府は、国際商業便の受け入れを再開し、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

1 渡航7日前以内に実施されたPCR検査陰性証明書の保持が必要。渡航72時間前以内に実施されたPCR検査陰性証明書を保持している場合には、入国を許可され、渡航4日～7日前以内に実施されたPCR検査陰性証明書を保持している場合には、到着時に検査が課される。

2 全ての渡航者は、少なくとも到着48時間前に、オンライン上で事前到着旅客位置情報フォーム（含む新型コロナウイルスに関連する個人の健康情報）への登録を行わなければならない。PCR検査結果についても、同フォーム上で提出しなければならない。到着時には同検査結果のコピーの提出が求められる。PCR検査結果については、保健当局による有効性の確認を受ける必要があり、検証を容易にするため英語で記載されている必要がある。

3 認可された検査機関からの有効なPCR検査陰性証明書を保持していない入国者は、入国拒否となるか、あるいは、自己負担により到着時に検査を受ける必要がある。到着時に検査を受ける渡航者は、検査結果が判明するまで、空港または、政府認可施設で待機する必要がある。検査結果は、通常24時間以内に判明する。

4 両親または他の許可を受けた大人と一緒に渡航する12歳未満の子どもの入国については、同伴する大人のPCR検査結果が陰性の場合、同陰性証明書の提示は必要とされない。

5 到着時には、常時マスクを着用しなければならない。全ての入国者は、体温検査や港湾保健当局者による短時間の面接を含めた、健康状態評価を受ける必要がある。到着した渡航者は、空港到着エリアの港湾保健カウンターに案内され、そこで緊急疾病スクリーニングツールフォームとPCR検査結果を提出する必要があり、その後、港湾保健当局者により体温の記録や同フォーム及びPCR検査結果の確認が行われる。

6 体温37.5以上、新型コロナウイルス関連症状等が見られる渡航者は、隔離の下、7日間の自己隔離または検疫措置の検討のため港湾保健当局により検

査が行われる。また、保健省は検疫措置期間終了時の評価に基づき、追加措置の有無を決定する。

7 虚偽または事実に反する PCR 検査結果を提出した者には、即決判決により 250,000 ガイアナ・ドル以下の罰金刑が科される。

参考：ガイアナ民間航空局

<https://guyanatravel.gy/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street、St. Clair、Port of Spain、Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。